

# 年金生活者支援給付金のご案内（令和6年4月版）

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- 同封の「年金請求書 兼 年金生活者支援給付金請求書」を提出することで、年金生活者支援給付金を請求することができます。  
※老齢基礎年金の請求を行うことで年金生活者支援給付金の請求も行われます。
- 支給要件や金額等の詳細については、裏面をご覧ください。

## 年金生活者支援給付金を受け取るまでの流れ

- ① 審査の結果、裏面の支給要件に該当する方には、支給決定通知を送付します。（所得が基準を超える方など支給要件に該当しない方には、不該当通知を送付します。）
- ② 支給決定通知が届いた場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書を送付します。
- ③ 年金生活者支援給付金については、原則、年6回（偶数月）に分けて支払われ、偶数月の15日に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。  
各支払い月には、原則、その前月までの2カ月分の年金生活者支援給付金が支払われます。例えば、4月に支払われる年金生活者支援給付金は、2月分、3月分の2カ月分が支払われます。

## 老齢基礎年金の繰下げ請求を希望される方へ

- 老齢基礎年金を繰下げて受給を開始するまでの間は、年金生活者支援給付金の請求はできません。
- 繰下げにより年金が増額した場合、それにより裏面の支給要件を満たさなくなることがあります。

## お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）※

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料金定額プランの対象外となります。

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※ 土・日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

# 老齡（補足的老齡）年金生活者支援給付金の概要

## ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齡基礎年金を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が878,900円以下である\*

※ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が778,900円以下の場合、（1）老齡年金生活者支援給付金が支給され、778,900円を超え878,900円以下の場合には、（2）補足的老齡年金生活者支援給付金が支給されます。

## ■ 給付額

（1）老齡年金生活者支援給付金（次の①と②の合計額となります。）

- ① 保険料納付済期間に基づく額（月額） = 5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月
- ② 保険料免除期間に基づく額（月額） = 11,333円\* × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齡基礎年金の改定に応じて変動します。

昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,333円（老齡基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,666円（老齡基礎年金満額（月額）の1/12）となります。

（2）補足的老齡年金生活者支援給付金

5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率\*

※ 調整支給率 = (878,900円 - 前年の年金収入金額とその他の所得の合計) ÷ 100,000円

注 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。

## 留意事項

### ■ 請求手続き

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定しますので、原則、課税証明書等の添付は必要ありません。
  - ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
  - ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

### ■ 給付額の改定

- 給付額については、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

### ■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合 ※このご案内をお送りした方も同様です。

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。
  - ① 日本国内に住所がないとき
  - ② 年金が全額支給停止のとき
  - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

### ■ 世帯構成が変更になった場合等

- 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得額の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができます。